

学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日
大阪商業大学堺高等学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「世に役立つ人物の養成」を建学の理念にし、その具体的な人物像として、「思いやりと礼節」「基礎的実学」「柔軟な思考力」「楽しい生き方」の4本柱を有し、これら、知・徳・体の調和のとれた人格の形成をめざし「学力の充実と豊かな人間性・生きる力の育成」を目標に取り組み、日々の教育活動の中で実践を重ねてきた。「世の中に役立ってこそ人生は幸福である」と確信し、実学としての学力や技術の習得にとどまらず、人格を育む教育を重視し、心の教育を実践する。この理念に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定めるものである。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、本校に在籍する等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ防止対策推進委員会」
- (2) 構成員 校長，副校長，教頭，教頭補佐，各学年主任，
生徒指導部長，教務部長，進路指導部長，教育活動推進部長，
人権教育推進委員長，養護教諭，学校カウンセラー
- (3) 役割
- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめ未然防止
 - ウ いじめの対応
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ 年間計画の企画と実施
 - カ 年間計画進捗のチェック
 - キ 各取組の有効性の検証
 - ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

本基本方針に沿って，以下のとおり実施する。

	行事予定	委員会
4月	相談窓口の周知 1年オリエンテーション(校内・校外宿泊) 携帯指導(SNSの危険性) 交通安全指導 健康診断 自己紹介資料及び面談によって把握された生徒状況の集約	年間計画の確認，問題行動調査結果の共有 「いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	自転車運転免許講習会(1年) 校外学習(2・3年) サツマイモ植え付け(2年) 春季避難訓練 安全教育(運動クラブ員)	
6月	田植え(2年) 芸術鑑賞 修学旅行(3年)	
7月	アンケート実施 教育個人懇談(学業成績の報告及び家庭での様子の把握)	アンケートの分析
8月		教員研修会

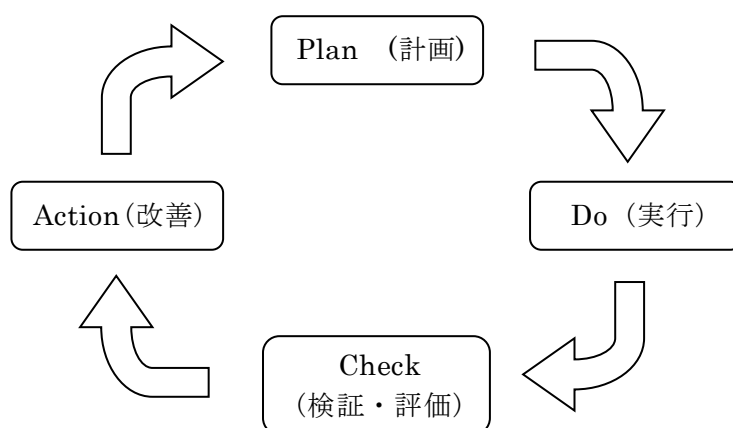
9月	体育祭予行 体育祭	
10月	稲刈り(2年) 修学旅行(2年) 二輪車実技安全講習会 文化祭	
11月	生徒会選挙 秋季避難訓練 収穫感謝祭(2年)	
12月	アンケート実施	アンケートの分析
1月	薬物乱用防止講習会(2年)	
2月	アンケート実施 卒業式(3年)	
3月		アンケートの分析 年間の取り組みの検証と 年間計画の作成

5. 取組状況の把握と検証(PDCA)(注)

いじめ防止対策推進委員会は、各学期の終わりなどに検討会議を年5回開催し、取り組みが計画通り進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

(注)PDCAサイクル：

- Plan(計画)
- Do(実行)
- Check(検証・評価),
- Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、取り組みを継続的に改善するプロセス



第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。

本校では、勤労教育として農耕を通じた心の教育を実践し、心を耕し、命を育て、未来を開くことを目的として、教育活動を展開している。また、人間の普遍の原理である「過去は変えることはできないが未来はどのようにも変えられる」ことを念頭に、楽しく明るい学校作りをめざし、互いを認めながら共に生きることを理解できるように育てなければならない。そのような生徒たちに育つことが、いじめ未然防止の達成につながると認識して取り組む必要がある。

2. いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員はいじめ問題について、以下の①～⑧の項目を明確に認識しておく必要がある。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、教職員が生徒たちに愛情を持ち、配慮を要する生徒たちを中心に捉えた、温かい学校運営や教育活動を展開していく。これにより、生徒たちの自己の居場所を獲得し充実感を味わうことができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。一方で、教職員の温かい声掛けが、「認められた」と言う自己肯定感につながり、生徒たちを大きく変化させることも理解しておかなければならない。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育てていく。

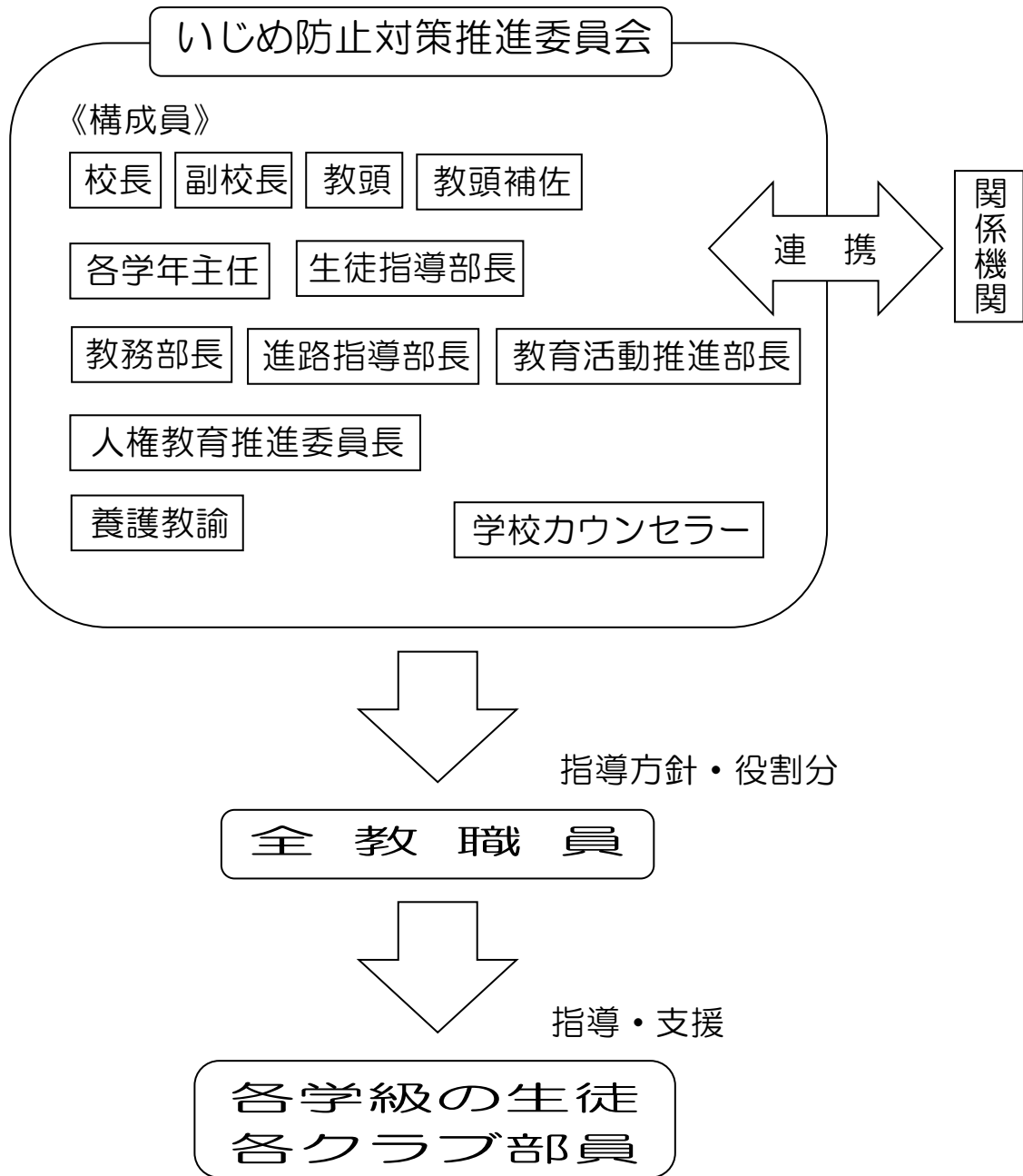
ストレスに適切に対処できる力を育むために、コミュニケーション能力を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声掛けが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業や行事において、生徒を認める多様な視点を堅持していくことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声掛けのタイミングを見逃さないようにすることである。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、HRにおいて具体的な事例を紹介し、自分がその立場においてどのような行動をとるべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。

3. いじめ防止のための体制



第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあってはいる生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあってはいる場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、より良い集団にしていこうとする強い意志と行動力が求められる。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒とともに過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することが大切である。

2. いじめ早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年3回実施する。

定期的な教育相談としては、教育個人懇談が挙げられる。また、日常の観察として学級内及び生徒たちのグループや人間関係がどうであるかという点に気を付けて観察し、遊びやふざけに見える事柄についても教員間で情報の共有をしていくことも大切である。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日ごろから生徒の良いところや気になるところ等学校での様子について連絡しておく必要がある。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日ごろから声掛け等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有することも大切である。

(4) 保護者会等で何かあれば担任もしくは教職員に気軽に相談してほしいことを繰り返しアナウンスすることで、相談体制を広く周知する。

定期的なアンケート等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについては、その対応と、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ発見・通報を受けた時の対応

(1) いじめの疑いがある場合、早い段階からの確に関わる。そのため、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止対策推進委員会)と情報を共有する。その後は、該当組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 学校長は、事実確認の結果を学校の設置者に報告し、状況に応じて、私学・大学課、私学人研等の関係機関と相談する。

なお、被害・加害の保護者に連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(4) 学校の指導により、十分な効果を上げることが困難な場合、また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒又は保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するため、当該生徒を支える体制をつくる。その際、当該生徒の信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人など)と連携し、いじめ防止対策推進委員会が中心となって対応する。
- (2) いじめられた生徒の状況に応じて、心理や福祉の専門家、学校カウンセラーの協力を得て対応を行う。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) いじめた生徒に対し、速やかにいじめを止めさせ、いじめたとされる生徒から事実確認の聴取を行う。また、いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなど配慮する。
- (2) 事実確認の聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全な学校生活を確保し、健全な人格の発達に配慮する。

その後の指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて学校カウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめを止めさせその再発防止の措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」の生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤立感・絶望感を一層強める結果になることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられる。すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせる」「先生に知らせることがいじめの根絶につながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営をするとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるように努める。

そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題として教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通じて、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す機会とする。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒の自身の力によって再生を図る。学校カウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等の学校行事は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が意見の異なる他者とも良好に人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策推進委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査を行う。また、生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講じる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、該当生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだものへの対応については、必要に応じて、法務局や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」をはじめ、あらゆる学校教育において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

※附則

この方針は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する